様式第４号（第７条関係）

御杖村指令第　　　号

年　　月　　日

【名　称】

【代表者】

御杖村長　　　　　　　　㊞

御杖村施設開設準備経費助成特別対策事業補助金交付決定・不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました御杖村施設開設準備経費助成特別対策事業補助金の交付については、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　決定内容　　　　　交　付　　・　　不交付

２　事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　　円

補助金の額円　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　交付決定における条件

（1）補助事業の達成後、速やかに当該事業の介護保険事業者として指定を受けること。

（2）介護保険事業者として指定を受けた後においては、当該事業の良好な運営を継続的に展開すること。

（3）補助事業の変更をしようとするときは、あらかじめ村長の承認を受けること。

（4）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ村長の承認を受けること。

（5）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速

やかに村長に報告し、その指示を受けること。

（6）次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付されてい

るときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ　当該事業について介護保険事業者として指定を受ける見込みがなくなったとき。また、指定を

受けた後に、介護保険事業者でなくなったとき。

オ　その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づいて村長が行った指示に違反したとき。

（7）補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。

（8）本事業により取得し、又は効用を増した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の

注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図ること。また、財産処分については、県要綱第７

条の規定に従うこと。

（9）その他御杖村施設開設準備経費助成特別対策事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

４　不交付とした理由